

分任支出負担行為担当官  
岩国航空基地隊  
經理隊長 濱田 章雄  
( 公 印 省 略 )

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（海幕経第143号。令和8年3月27日經理執務要領別紙）を熟知の上、参加されたい。

### 記

- 入札方式 一般競争入札
- 入札日時 令和8年11月6日（金） 11時30分
- 入札場所 岩国航空基地隊 經理隊入札室
- 参加資格
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の「B、C又はD」等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
  - 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- 入札方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
  - 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、該当端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合は端数処理を行わず入札書に記載された金額（単価）の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額をもって申し込みがあったものとする。
- 保証金
  - 入札保証金及び契約保証金 : 免除
  - 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- 入札の無効  
4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 契約書の作成  
遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- 適用する契約条項  
製造請負契約一般条項
- 入札に関する事項

| 契約管理番号                    | 件 名                       | 規 格     | 履行場所   | 履行期限      | 摘要 |
|---------------------------|---------------------------|---------|--------|-----------|----|
| G26-S26-<br>2000489603-00 | 潜水服, ドライスーツ, 救難用<br>外 1 件 | 仕様書のとおり | 岩国航空基地 | R9. 2. 26 |    |

- 説明会 無
- 入札説明書交付

応札意思のある者は令和8年11月5日（木）12時00分までに電話等で連絡し、資格審査結果通知の写を提出の上、岩国航空基地經理隊契約班において入札説明書等を受領すること。（FAX対応可。）

## 1 1 その他

- (1) 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に契約管理番号及び件名を朱書きの上、さらに封筒に封入し、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- (2) 郵送による入札書の受領期限は、入札日前日（令和8年11月5日）の16時45分までとする。
- (3) 同等品で応札する場合は、令和8年10月23日（金）までに「同等品承認申請書」を岩国航空基地隊経理隊契約班へ提出し、契約担当官等の承認を得なければならない。なお、承認申請の審査は、調達要求元が実施する。
- (4) 契約手続等は、「海上自衛隊契約規則」及び「入札及び契約心得」による。
- (5) 当基地は米軍管理のため、入門証のない者は、契約担当者へ事前に調整のこと。
- (6) 入札に関する問い合わせ：

〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目

海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊 契約班

担当者： 朝倉 TEL 0827-22-3181(内線6446又は6447)

FAX 0827-21-2006(直通)

内訳書

1/1

| 項目<br>番号 | 品目コード           | 品名・規格                     |                                                | 単位  | 数量 | 納入場所            | 履行期限       | 備考                         |
|----------|-----------------|---------------------------|------------------------------------------------|-----|----|-----------------|------------|----------------------------|
| 10       | 4220-916-10932  | 潜水服, ドライスーツ, 救<br>難用      |                                                | ZEA | 2  | 3 1 補給隊第4倉<br>庫 | 2027/02/26 | 潜水服, ドライスーツ,<br>救難用        |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           | 仕様書 (K 4 P - G - 8 2 4 5 2 - 0) 及び調達要領指定書のとおり。 |     |    |                 |            |                            |
| 20       | 4220-916-10882  | 潜水服, ウェットスーツ,<br>救難用, 5MM |                                                | ZEA | 2  | 3 1 補給隊第4倉<br>庫 | 2027/02/26 | 潜水服, ウェットスー<br>ツ, 救難用, 5MM |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           | 仕様書 (K 4 P - G - 8 2 4 5 2 - 0) 及び調達要領指定書のとおり。 |     |    |                 |            |                            |
| 30       | ZEIKINTOU_KEIRI | 税金等_経理                    |                                                | ZEA | 1  | 3 1 補給隊第4倉<br>庫 | 2027/02/26 |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |
|          |                 |                           |                                                |     |    |                 |            |                            |